

## 東浦町生涯学習推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本町における生涯学習の推進について研究協議を行うとともに、生涯学習の総合的な推進を図るため、東浦町生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を行う。

- (1) 生涯学習関連事業の連携及び協力に関すること。
- (2) 生涯学習推進事業の企画及び実施に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要なこと。

### (構成)

第3条 推進本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、副町長とする。
- (2) 副本部長は、教育長とする。
- (3) 委員は、教育部長及び関係課長をもって充てる。

### (本部長)

第4条 本部長は会務を総理する。

2 本部長に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部会議は、本部長が招集しその議長となる。

### (庶務)

第6条 推進本部の庶務は、教育委員会生涯学習課において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。